

「農林水産省告示第1650号（農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件第一号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を改正する告示案についての意見・情報の募集」の結果について

令和5年10月4日  
農林水産省消費・安全局

令和4年農林水産省告示第1650号（農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件第一号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を改正する告示案について、令和5年2月22日から令和5年3月23日までの期間、e-Govに掲載すること等を通じて広く国民の皆様から意見・情報を募集いたしました。

その結果、本件に関して1件の御意見が寄せられました。お寄せいただいた御意見及びそれに対する考え方を別紙1に記載しましたので、お知らせします。

本件につきましては、意見募集時の案から一部技術的修正を行った上で、別紙2のとおり告示を制定することとしております。

なお、メフェントリフルコナゾール農薬使用者安全評価書は別添のとおりです。

皆様方の御協力に深く御礼を申し上げますとともに、今後とも農林水産行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

問い合わせ先  
農林水産省消費・安全局農産安全管理課  
電話：03-3502-8111（内線4503）